

岩手県告示第352号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成22年4月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
くろだ脳神経・頭痛クリニック	盛岡市神明町10番38号	病院・診療所	平成22年4月1日
クラフト薬局盛岡青山店	盛岡市青山一丁目20番42号	薬局	〃